

議第 1 8 6 号 公の施設の指定管理者の指定について

1 趣旨

児童館（呉市大坪谷児童館）の指定管理者を地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により，あらかじめ呉市議会の議決を経て，指定しようとするものです。

2 公の施設の概要

児童館（全 3 施設）のうちの 1 施設を対象とするものです。

施 設 名	呉市大坪谷児童館		
施設所在地	呉市阿賀北 3 丁目 1 番 3 号		
設置年月日	昭和 4 9 年 5 月 1 日		
設 置 目 的	児童に健全な遊びを与えて，その健康を増進するとともに情操を豊かにするための施設として設置する。		
設 置 条 例	呉市児童館条例		
施設規模等	敷 地 面 積	2 1 2 . 1 3 m ²	
	延 べ 面 積	2 5 7 . 1 5 m ²	
	構 造 ・ 階 数	鉄筋コンクリート造，2 階建て	
	主 要 施 設	集会室，遊戯室，図書室，事務室	
利 用 状 況	利 用 者 数	令和 3 年度	2 , 9 7 2 人
		令和 4 年度	3 , 4 1 1 人
		令和 5 年度	3 , 3 9 8 人
指定管理業務に係る主要な決算の状況	令和 5 年度		
	【呉市分】		
	歳入		0 千円
	歳出		5 , 9 0 8 千円
	指定管理料		5 , 9 0 8 千円
	【指定管理者分】		
	収入		5 , 9 0 8 千円
	支出		5 , 9 0 8 千円
指定管理実績	※指定管理者の収支決算詳細については，別添「指定管理業務収支状況報告書」（参考資料 1）を参照		
指定管理実績	平成 2 7 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 3 1 日	社会福祉法人呉市社会福祉協議会	
	令和 2 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 3 1 日	社会福祉法人呉市社会福祉協議会	

3 指定管理者の業務の範囲

- (1) 施設の維持及び管理に関する業務
- (2) 児童に健全な遊びを与え，その健康を増進するとともに情操を豊かにすることを目的とした事業に関する業務

(3) 上記の業務に付随する業務

4 指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（5年間）

5 団体（候補者）の概要

団 体 名	社会福祉法人呉市社会福祉協議会
団体所在地	呉市中央5丁目12番21号
代表者氏名	会長 中本 克州
設立年月日	昭和42年5月26日
設 立 目 的	呉市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により，地域福祉の推進を図ることを目的とする。
基 本 財 産	102,972千円
職 員 数	222人（令和6年4月1日現在）
役 員	会 長 中本 克州 副 会 長 川畑 勝之 古江 由紀枝 小笠原 徹也 常務理事 河野 隆司 理 事 城 健 康 伊藤 圭一 香川 治子 土本 敏明 友井 輝道 隠村 誠二 桐山 吟子 福光 一美 竹中 直登 佐藤 光子 川中 克幸 鈴木 孝雄 新田 英樹 石井 哲朗 内藤 雅夫 監 事 大 畠 正 柳 曾 隆行
決 算	令和5年度 収入 11億6,633万円 支出 12億2,375万円

6 団体（候補者）から提出された事業計画書等の概要

管理運営上の基本方針	コロナ禍より人と人とのつながりが希薄化した現在において，この国の将来を担う子どもたちの健全な育成を推進するための居場所づくりとしての機能の維持・強化をするとともに，地域住民との連携を行い，よりよい地域社会へ貢献できるよう努める。
管理運営体制	児童館に2名の非常勤の児童厚生員（うち1名を館長とする。）を置き管理運営を行う。
施設の維持管理	(1) 利用者が施設を快適に利用できるよう，緊急時の避難場所の周知や避難訓練を実施し，災害次等の体制の整備に努める。 (2) 施設の老朽化が進んでおり，それを起因とする設備の損傷による利用者への事故が発生する可能性があるため，定期的に施設内の点検を実施し，不具合が発生した場合は，市及び関係部署へ報告を行い，迅速な対

	応に努める。
利用促進の 取組	(1) 児童館の運営及び対応に対する苦情の申出があった場合、「呉市社会福祉協議会苦情解決処理要綱」の規定に則り、苦情受付担当課へその経緯を報告し、協議のうえ対応する。 (2) 苦情申出者への対応については、申出者本人のプライバシーを考慮しながら、双方にとって意義のあるものとなるよう解決を図る。 (3) 職員の対応やサービスへの満足度など利用者の要望を把握するためアンケート調査を実施し、施設の利用促進につなげていく。
自主事業そ の他サービ ス向上の取 組	児童と地域住民の交流を図るため、市内の各種ボランティア団体等と共催のもと、年間を通してイベントを開催し、児童館の活動に興味を持っていただけるよう努める。
経費縮減の 取組	(1) 消耗品費、会議費などの事務的経費については、在庫なども考慮し、支出を抑えるよう努める。 (2) 光熱水費については、利用者の電気の点けっぱなしや水道の出しっぱなしなどについての注意喚起を行い、節約に努める。

7 団体（候補者）から提出された期間中の収支計画

別添「指定管理業務収支計画書」（参考資料２）のとおり

8 選定の理由

当該施設については、地域児童の健全育成を図ることを目的とする児童福祉施設であり、各地域において各種福祉事業を実施し、地域の実態を把握している社会福祉法人呉市社会福祉協議会が管理運営することが効果的であるため、公募を行わず同協議会を指定管理者の候補者として選定したものです。